

接骨院、整骨院、はり・きゅうの適正受診にご協力ください

◆柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術を受けるとき

ご存知ですか？

柔道整復師（接骨院・整骨院）による施術を受けるとき、「健康保険」が使える場合と使えない場合が定められています。また、柔道整復師は医師ではないため、薬を投与したり、外科手術やレントゲン検査をしたりすることもできません。柔道整復師（接骨院・整骨院）へのかかり方を正しく理解し、適正に受診してください。

保険が使える施術	保険が使えない施術
急性・外傷性のけが ・ねんざ ・打撲 ・挫傷（肉離れ等） ・医師の同意がある骨折・脱臼の治療	左記以外のけがなど ・日常生活からくる疲れ、肩こり、腰痛など ・病気による痛みやこり（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等） ・脳疾患後遺症等の慢性的な症状の改善がみられない長期の施術

ここがポイント！！

- ★ 病院との重複受診はできません！
- ★ 捻挫や打撲等の施術が3ヶ月を超える場合は、長期継続理由書（経過や継続が必要な理由を記載した文書）が必要になります。

施術内容の確認はしっかり行いましょう

柔道整復師の施術に係る療養費は、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求することが認められる「受領委任制度」が一般的に行われています。受領委任制度で施術を受ける場合は、申請書に署名が必要となります。次の内容をよく確認したうえで署名をするようにしましょう。

- 疾病名、施術内容、回数は間違いないですか？
- 骨折・脱臼の施術を行った場合、摘要欄に医師の同意についての記載はありますか？
- 領収書は受け取りましたか？



◆はり師・きゅう師による施術を受けるとき

ご存知ですか？

はり師・きゅう師による施術は、慢性的な疼痛を症状とする疾患で、医師による適切な治療がなく、はり師・きゅう師による施術により効果が期待できるものとして医師の同意があれば、健康保険の対象となります。

具体的には「神経痛」・「リウマチ」・「頸頸腕症候群」・「五十肩」・「腰痛症」・「頸椎捻挫後遺症」の6病名が対象疾患となります。

ここがポイント！！

- ★ 病院との重複受診はできません（ただし、診察、検査及び療養費同意書の交付は除きます）。
- ★ 柔道整復師（接骨院・整骨院）との重複受診はできません。

適正受診にご協力ください



最近、柔道整復師（接骨院・整骨院）等の施術に係る療養費の中には、「誤った受療」や「不適切な受診*」が見受けられます。

医療費は、

みなさまから納めていただいている大切な保険税から支払われています。

適正受診にご協力をお願いします。

また、野辺地町では、みなさまの保険税を適正に使うため、柔道整復師（接骨院・整骨院）で施術を受けた方に対して、文書等により、受診内容や負傷原因等について確認を行っています。請求内容が適正かどうかを確認するために必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

*「不適切な受診」の例

- ◇部位ころがし…健康保険での利用を続けるために、患部を次々と変えて継続して施術を受けること。
- ◇すり替え受診…健康保険対象外のものを、対象となるけがや原因にすり替えて健康保険を使うこと。
- ◇ついで受診…受診のついでに、体の他の部分や一緒に来た家族も施術を受けること。